

文京区補助金等チェックシート

所属

区民部区民課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区地域広報紙発行補助金								
根拠規定等	文京区地域広報紙発行補助金交付要綱								
創設年月	昭和	63	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	25年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	13	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	13年		
見直しの内容	地域広報紙発行1回当たりの補助限度額を20,000円から17,000円に変更した。								
予算科目	款	項	目	大	中	実施計画事業番号			
	3区民費	1区民行政費	1区民行政総務費	9町会・自治会事業補助	1町会・自治会事業補助	133			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	地域コミュニティの核となる町会・自治会の広報活動を支援する。					
補助事業等の内容	町会・自治会が実施する地域広報紙の発行事業に要する経費の一部を補助する。					
補助対象経費の内容	地域広報紙の印刷に要する経費(おもに印刷(コピー)代及び紙代)					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 地域広報紙を発行している区内の町会・自治会					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 地域広報紙発行開始7年以下の町会・自治会 ⇒ 補助率10/10、補助限度額17,000円/回 地域広報紙発行開始7年を超える町会・自治会 ⇒ 補助率1/2、補助限度額17,000円/回 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	地域広報紙を発行している区内の町会・自治会に補助金交付申請の案内を送付している。					
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域住民に町会・自治会の活動内容等を周知するために必要な補助事業である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	「町会・自治会活動の支援強化」が基本構想実施計画事業として位置付けられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	地域活動の展開に向けた支援を区が行うという趣旨から、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	町会・自治会の財政規模によっては、地域広報紙が発行できなくなる可能性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区からの通知文により地域広報紙を発行している団体に周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	補助金の交付申請、決定、額の確定等の手続について、要綱の規定に則り運用している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	地域広報紙の発行方法については、町会・自治会によって異なるため、補助金交付による手段が最も効率的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	地域広報紙に掲載された当該地域の行事に住民が参加し、町会・自治会内の親睦を深める等、地域コミュニティの活性化に一定の効果がある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	住民が主体的に情報にアクセスしなければならないホームページやブログに比べ、容易に情報を取得できる地域広報紙は、広報媒体として効果的である。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	地域広報紙の発行により、当該地域の住民が町会・自治会の活動内容等を知ることができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	町会・自治会は、地域コミュニティ活性化を図るため、補助金を活用し、広報活動を展開している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	町会・自治会の総会における会計監査・報告及び区への実績報告書提出によるチェックを行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	20	22	24	24
決算(予算)額	1,522	1,717	2,139	2,873
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,522	1,717	2,139	2,873
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	【交付団体数】24団体 【内容等】 町会・自治会ごとに特色ある地域広報紙を発行し、当該地域のお知らせ・催し物、予算・決算報告、住民の紹介等、幅広く情報提供を行った。			

5 課題及び今後の方向性

町会・自治会の地域活動を当該地域の住民に伝えることは、町会・自治会への加入促進、地域コミュニティの活性化の観点からも重要である。地域広報紙の発行は、住民が手軽に地域情報を収集できる有効な手段のひとつであり、新たに発行しようとする町会・自治会を含め、今後も積極的に支援を行っていく。